

令和元年(行コ)第143号損害賠償請求事件(住民訴訟)

控訴人 国分寺市長 XXXXXXXX

被控訴人 XXXXXXXX外1名

参加人 XXXXXXXX

令和元年7月 27日

東京高等裁判所第9民事部C係 御中

8

被控訴人 (一審原告) XXXXXXXX

同 XXXXXXXX

被控訴人準備書面(1)

16 1. 補助参加人の準備書面1に対する一部の答弁

頭書事件に関し、令和元年7月29日付けの補助参加人の準備書面1に対し、被控訴人(一審原告)は以下のとおり答弁する。

(1) 被控訴人は当事者として、本件補助参加について異議する。

24 控訴人が原審で被告知者が十分な攻撃防御をすることができる時期に訴訟告知をしているにも拘わらず、被告知者は参加人として訴訟行為に参加しなかった。本件補助参加人は被告知者として既に参加的効力を受けていると言え、一審での反論は終結している。また本件補助参加人の主張は原審被告と同じことの繰り返しでしかなく、原判決の事実認定と判断を疑わせしめるものではない。

よって補助参加人の参加には意味がない。

(2) 口頭弁論の終結を求める。

また、たとえ本件の補助参加を認めるとしても、本件補助参加人は本控訴審で新たな主張や証拠の申出をしようとしており、これは時機に後れた攻撃防御方法に当たり却下すべきである。

よって、これ以上審理する必要はなく、口頭弁論の終結を求める。

2. 補助参加人の準備書面 1 に対する認否

8

(1) すべて争う。

(2) 上に述べた令和元年 7 月 29 日付けの補助参加人の準備書面 1 は期日直前の 7 月 24 日と受け取りが遅れたため、被控訴人が念のため行なう認否や主張については準備書面(2)において明らかにするので、被控訴人は期日の続行を求め、追って認否する。

以上